

入会方法

当社規定の「入会申込書」及び、「カメラ及び関連機材賃貸借基本契約書」に必要事項をご記入頂き、署名捺印の上、ご提出願います。

個人入会

- ・ 入会金・年会費 無料（3年更新）
- ・ 身分証明書 （運転免許証など顔写真が貼付されたものに限る）
- ・ 保証人 （親族又は保証人として確認のとれる方）
- ・ 本人の印鑑証明 一通（発行後3ヶ月以内のもの）

* 当社規定の審査を致しますので、手続きには1週間ほどかかります。

それまでにレンタルご希望の方は、保証金をお預かり致します。

* 初回レンタルのお支払いにつきましては、現金またはクレジットカードでのお支払いに限らせて頂きます。

* 保証人の方へ電話確認を致します。ご自宅が不在の場合は、勤務先へのお電話になります。何卒ご了承下さいますようお願い申し上げます。

* 「カメラ及び関連機材賃貸借基本契約書」は、計2部ご提出いただき、1部は弊社で記名押印の後、お客様にお渡し致します。

青山レンタル入会申込書（個人用）

（フリガナ）

申請者

印

（申請日） 西暦 年 月 日

自 宅 住 所 （住居）	〒 —		
	生年月日 西暦 年 月 日		
	E-mail		
	電話番号 FAX番号	携帯電話	
勤 務 先 住 所 勤 務 先 会 社 名	〒 — TEL() —		
家 族 状 況	配偶者（ある・なし） 子供（人）		
取 引 金 融 機 関	銀行 支店 信用金庫 当座・普通 No		
得 意 先			
仕 入 先			
利 用 ス タ ジ オ			
利 用 レ ン タ ル 会 社			
所 属 団 体	J. P. S A. P. A その他		
紹 介 者			
保 証 人 （フリガナ） 氏 名 住 所 生 年 月 日 勤 務 先 会 社 名 勤 務 先 住 所 勤 務 先 電 話 番 号	〒 — 西暦 年 月 日生 （申請者との続柄） 〒 — () — 印 TEL() — 携帯 — —		

青山レンタル入会申込書（個人用）

貸主 住所 〒107-0062 東京都港区南青山 1-10-14
氏名 株式会社 青山レンタル
代表取締役 葛籠 晶子

借主 住所 〒
氏名 印

連帯保証人 住所 〒
氏名 印

西暦 年 月 日

カメラ及び関連機材賃貸借基本契約書

第1条（契約目的）

貸借人（以下、乙とする）と、賃貸人の株式会社青山レンタル・代表取締役葛籠晶子（以下、甲とする）とは、甲乙相互間にカメラ及び関連機材の賃貸借を行うために、本契約をその基本契約として締結する。

第2条（契約条件）

乙は甲の示す規定に従って、甲の所有するカメラ及び関連機材を借用しうる資格を取得する。

但し、日本レンタルカメラ協会の加盟店に過去、契約不履行があり、加盟店に損害を与えた法人及び個人は会員に加入することはできない。

第3条（会員番号交付）

機材の賃貸借を正確に履行するために、本契約の成立に従い甲は乙が株式会社青山レンタルの会員であることを証明する会員番号を発行して乙に交付する。

なお、登録の住所、勤務先及び電話番号の変更は直ちに連絡する。

第4条（貸借手続）

乙は甲の所有するカメラ及び関連機材を貸借利用する場合には、次の手続きを必要とする。

甲の発行した株式会社青山レンタルの会員番号を甲に伝え、会員であることを証明すること。次に機材の貸借を正確にするために、あらかじめ登録した署名、または印鑑をもって、その都度の貸借用書類を認証すること。

第5条（会員の認定）

甲は株式会社青山レンタルの会員番号を口達した者を会員または会員の代行者と認める。会員番号を口達した者が会員または会員代行者として機材借用を申し込んだ場合、はなはだ不自然でない場合は、甲はそのものを会員の代行者と認め機材の賃貸を行うことがある。それにより生じた事故に対する責任は乙が負担する。

第6条（貸出し制限）

下記の場合には、会員であっても機材の貸出が受けられない場合がある。

- (イ) 甲の提示するリスト以外の物品。
 - (ロ) 他の会員の使用便宜を妨げるおそれのある場合。
 - (ハ) 機材が正規の使用法に従い、誠実に使用されないおそれのある場合。
- (ニ) 乙または連帯保証人に機材の紛失、破損に対しての担保能力が失われ、またそのおそれのある場合。

第7条（賃貸借実務）

甲乙相互間に行われるカメラ及び関連機材の賃貸借の実務は下記の規定に従う。

- (イ) 乙が機材を借り受ける場合には、あらかじめ甲に在庫の有無を照合する。
- (ロ) 資料は別に定める料金表によって行う。一日24時間を単位として、24時間を超える端数のある場合には、原則としてさらに1日分として加算する。借入れに際しては、乙は甲に返還予定日時を申出てそれまでの賃料を前納するものとする。なお、料金は物価情勢や、機材の需給状況の変化によって予告なく変更されることがある。ただし、既に貸し出した機材の料金については変更することはできない。
- (ハ) 乙は機材の使用については、甲に対する善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。まず乙は甲より貸借する機材を受け取る際は、各部の点検をしなければならない。貸出後の事故（機材の故障、損傷、盗難、置き忘れ等）については全額乙の負担とする。なお、機材の貸出後の自然故障については甲、乙共にそれに付随する責任義務はないものとする。ただし、貸出前から存在した原因に基づく機材の故障、損傷については甲の負担とする。
- (ニ) 乙は甲より貸借したカメラ及び関連機材を、必ず約束した日時までに持参の上返還しなくてはならない。やむを得ざる事情により遅延が予知される場合には必ず甲に連絡をとり、承認を得なくてはならない。

第8条（違約の場合）

乙が本契約に違反したときは、甲は催告なく直ちに本契約を解除し、同時に株式会社青山レンタル会員である資格をも取り消すことが出来る。

第9条（契約期間）

本契約の期間を三ヶ年とする。期間満了後に相互に異議のない場合にはさらに本契約を継続するものとする。

連帯保証人は契約人と共に責任を持って本契約を誠実に履行するものとする。

第10条（補則）

本契約に定めのない事項については民法その他の法令に従う。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印のうえ、各1通を所持する。

西暦 年 月 日

貸主 住所 東京都港区南青山1-10-14
氏名 株式会社 青山レンタル
代表取締役 葛籠 晶子 印

借主 住所
氏名 印

カメラ及び関連機材賃貸借基本契約書

第1条（契約目的）

貸借人（以下、乙とする）と、賃貸人の株式会社青山レンタル・代表取締役葛籠晶子（以下、甲とする）とは、甲乙相互間にカメラ及び関連機材の賃貸借を行うために、本契約をその基本契約として締結する。

第2条（契約条件）

乙は甲の示す規定に従って、甲の所有するカメラ及び関連機材を借用しうる資格を取得する。

但し、日本レンタルカメラ協会の加盟店に過去、契約不履行があり、加盟店に損害を与えた法人及び個人は会員に加入することはできない。

第3条（会員番号交付）

機材の賃貸借を正確に履行するために、本契約の成立に従い甲は乙が株式会社青山レンタルの会員であることを証明する会員番号を発行して乙に交付する。

なお、登録の住所、勤務先及び電話番号の変更は直ちに連絡する。

第4条（貸借手続）

乙は甲の所有するカメラ及び関連機材を貸借利用する場合には、次の手続きを必要とする。

甲の発行した株式会社青山レンタルの会員番号を甲に伝え、会員であることを証明すること。次に機材の貸借を正確にするために、あらかじめ登録した署名、または印鑑をもって、その都度の貸借用書類を認証すること。

第5条（会員の認定）

甲は株式会社青山レンタルの会員番号を口達した者を会員または会員の代行者と認める。会員番号を口達した者が会員または会員代行者として機材借用を申し込んだ場合、はなはだ不自然でない場合は、甲はそのものを会員の代行者と認め機材の賃貸を行うことがある。それにより生じた事故に対する責任は乙が負担する。

第6条（貸出し制限）

下記の場合には、会員であっても機材の貸出が受けられない場合がある。

- (イ) 甲の提示するリスト以外の物品。
- (ロ) 他の会員の使用便宜を妨げるおそれのある場合。
- (ハ) 機材が正規の使用法に従い、誠実に使用されないおそれのある場合。
- (ニ) 乙または連帯保証人に機材の紛失、破損に対しての担保能力が失われ、またそのおそれのある場合。

第7条（賃貸借実務）

甲乙相互間に行われるカメラ及び関連機材の賃貸借の実務は下記の規定に従う。

- (イ) 乙が機材を借り受ける場合には、あらかじめ甲に在庫の有無を照合する。
- (ロ) 資料は別に定める料金表によって行う。一日24時間を単位として、24時間を超える端数のある場合には、原則としてさらに1日分として加算する。借入れに際しては、乙は甲に返還予定日時を申出てそれまでの賃料を前納するものとする。なお、料金は物価情勢や、機材の需給状況の変化によって予告なく変更されることがある。
- (ハ) 乙は機材の使用については、甲に対する善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。まず乙は甲より貸借する機材を受け取る際は、各部の点検をしなければならない。貸出後の事故（機材の故障、損傷、盗難、置き忘れ等）については全額乙の負担とする。なお、機材の貸出後の自然故障については甲、乙共にそれに付随する責任義務はないものとする。
- (ニ) 乙は甲より貸借したカメラ及び関連機材を、必ず約束した日時までに持参の上返還しなくてはならない。やむを得ざる事情により遅延が予知される場合には必ず甲に連絡をとり、承認を得なくてはならない。

第8条（違約の場合）

乙が本契約に違反したときは、甲は催告なく直ちに本契約を解除し、同時に株式会社青山レンタル会員である資格をも取り消すことが出来る。

第9条（契約期間）

本契約の期間を三ヶ年とする。期間満了後に相互に異議のない場合にはさらに本契約を継続するものとする。

連帯保証人は契約人と共に責任を持って本契約を誠実に履行するものとする。

第10条（補則）

本契約に定めのない事項については民法その他の法令に従う。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印のうえ、各1通を所持する。

西暦 年 月 日

貸主	住所	東京都港区南青山1-10-14	
	氏名	株式会社 青山レンタル	
		代表取締役 葛籠 晶子	印
借主	住所		
	氏名		印